

第4回滑川市立地適正化計画策定委員会

日 時 令和7年10月9日（木）10:00から
場 所 滑川市役所東別館3階 大会議室

一次 第一

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 議題

（1） 令和7年8月実施のまちづくりへの意見交換会の内容報告

（2） 滑川市立地適正化計画の作成途中経過の報告

（3） その他

4 閉 会

		令和5年度(2023年度)						令和6年度(2024年度)												令和7年度(2025年度)												令和8年(2026年)		
		令和5年(2023年)						令和6年(2024年)												令和7年(2025年)														
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
滑川市立地適正化計画	No. 0	都市計画基礎調査																																
	No. 1	現状把握																																
	No. 2																																	
	No. 3	基本方針の検討・設定																																
	No. 4	居住誘導区域・都市機能誘導区域の検討																																
	No. 5	都市機能及び居住誘導施策の設定																																
	No. 6	交通施策の検討																																
	No. 7	防災指針の検討																																
	No. 8	建築等の事前届出																																
	No. 9	目標値の設定及び計画の管理と見直し																																
	No. 10	計画素案の作成																																
	No. 11	住民アンケートの実施																																
	No. 12	国土交通省北陸地方整備局コンサルティング																																
	No. 13	府内検討委員会																(第1回)	(第2回)	(第3回)														
	No. 14	(外部委員会)滑川市立地適正化計画策定委員会																																
	No. 15	住民・議会																																
	No. 16	都市計画審議会																																
	No. 17	予算				令和6年度作業分要求*														令和7年度作業分要求*														

8月4日(月)Web形式
指摘事項あり。対応についての説明
のため、継続開催の予定あり。

(第1回)

(第4回)

住民の方々との意見交換会
8月25日(月)、26日(火)及び
27日(水)の3日間。
19時00分～
滑川市役所東別館3階大会議室

(バブリックコメント)
(市議会に説明)

(第2回)

(第3回)

第4回 滑川市立地適正化計画 策定委員会

令和7年10月9日(木)午前10時00分～
滑川市役所東別館3階大会議室

令和7年度(2025年度) まちづくりへの意見交換会 「滑川市立地適正化計画の策定に向けて」

●開催日程:(参加者計67名(但し3日間))

令和7年(2025年)

8月25日(月)19:00～20:20:(32名)

26日(火)19:00～20:10:(15名)

27日(水)19:00～20:20:(20名)

●開催場所

滑川市役所東別館3階大会議室

◆周知方法

- 1 市広報なめりかわ8月号
- 2 自治会長(町内会長)あて、案内文書郵送(142名)
- 3 令和6年度(2024年度)中に実施した住民向けアンケート郵送者へ、開催案内を郵便はがき郵送にて(2,000名)
- 4 滑川市LINEにて(2,127通)

まちづくりへの意見交換会を開催します

問 都市計画課 ☎ 475-1446

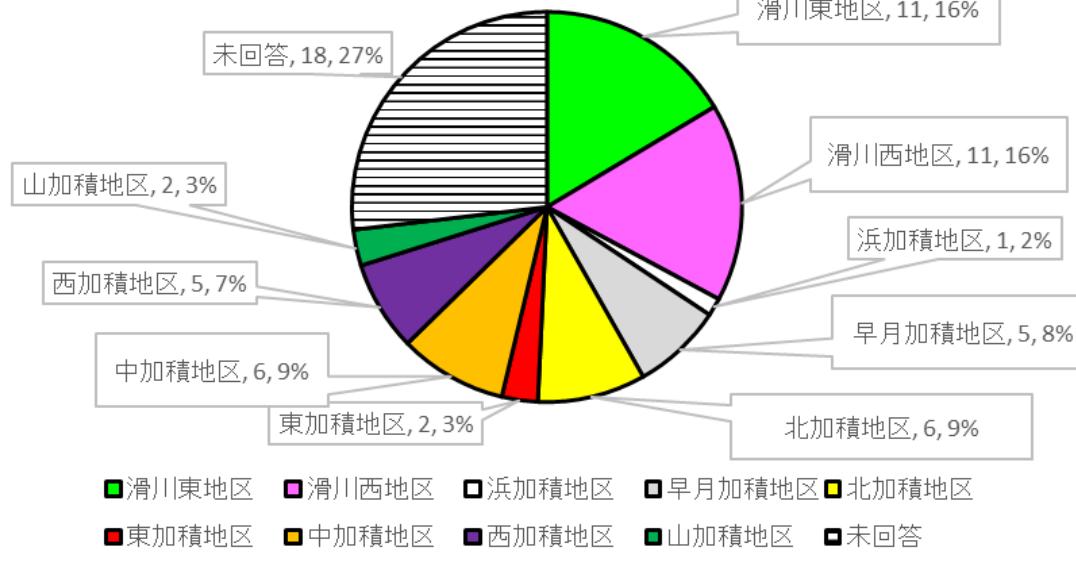
市では、今後、人口が減少する可能性が大きいとされている中でも、持続可能で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるために「滑川市立地適正化計画」の作成を進めています。このことについて、次のとおり意見交換会を開催します。

とき 8月25日(月)、26日(火)、27日(水)
19:00～21:00 (予定)

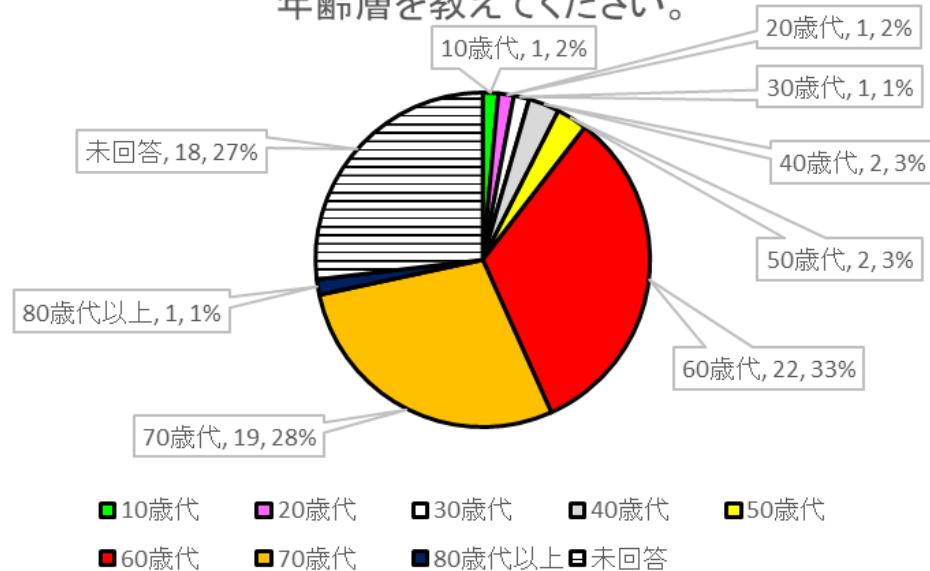
ところ 市役所東別館 3階大会議室
※詳しくは、市HPをご覧ください▶



お住まいの地区を教えてください。



年齢層を教えてください。



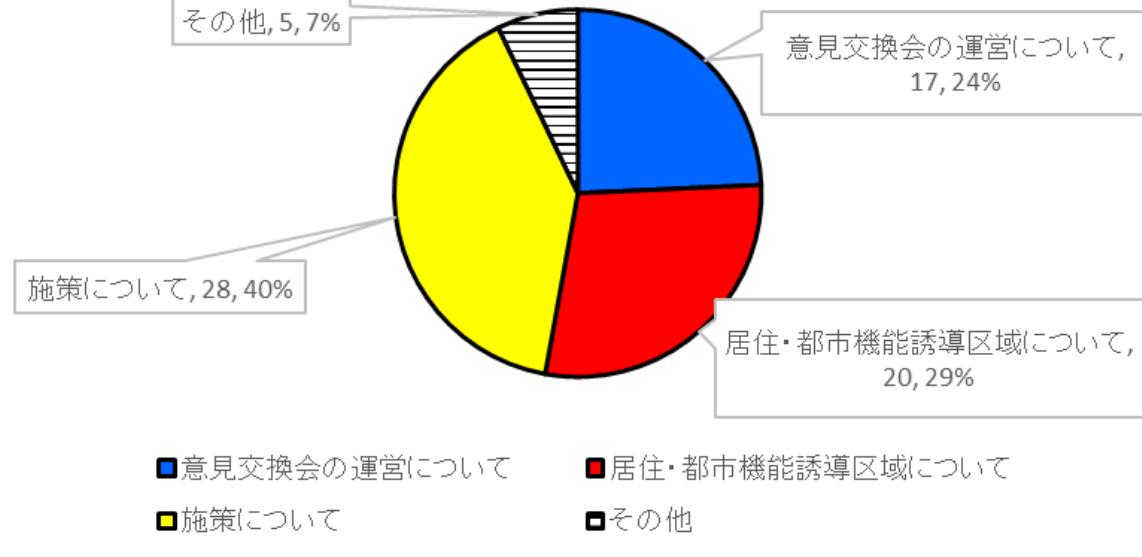
(人)

滑川東地区		11
滑川西地区		11
浜加積地区		1
早月加積地区		5
北加積地区		6
東加積地区		2
中加積地区		6
西加積地区		5
山加積地区		2
未回答		18
合計		67

(人)

10歳代		1
20歳代		1
30歳代		1
40歳代		2
50歳代		2
60歳代		22
70歳代		19
80歳代以上		1
未回答		18
合計		67

住民の方々からのご意見



(件)

内容	件数
意見交換会の運営について	17
居住・都市機能誘導区域について	20
施策について	28
その他	5
合計	70

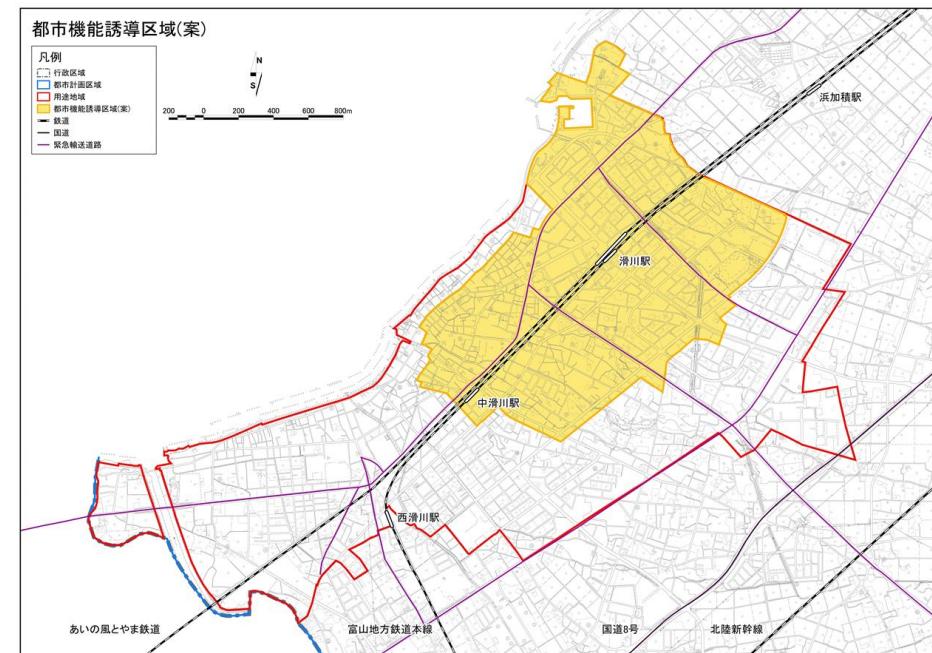
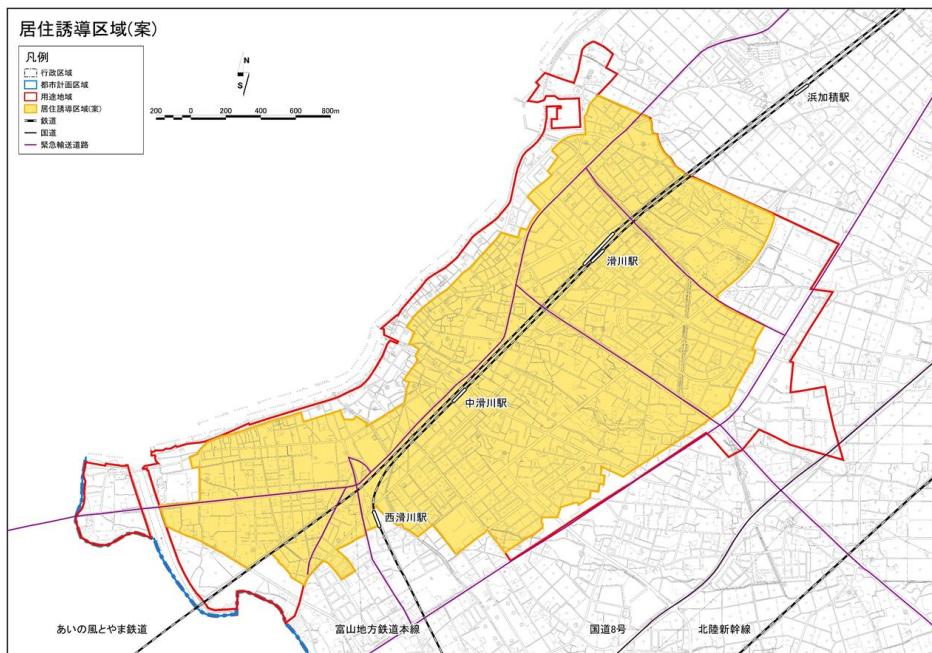
・住民の方々のご意見【抽出】

意見交換会の運営について

- ・ 説明不足。
- ・ 今回の意見交換会に向けた準備が少なすぎると思う。
- ・ ある程度観点を絞った説明が必要。
- ・ 意見交換会のやり方にもう少し工夫が必要だと思います。なぜか市民の方々と市役所職員との対立構造ができていて、みんなで建設的に話し合う雰囲気ではない、と思いました。

居住誘導・都市機能誘導区域について

- 本当に人口を増やすのであれば、国道8号の上か下かわかりませんけれども、造成を促すといった形が一番手っ取り早いんだろう。となれば、国道8号を中心にして、都市計画を考えられるべきではなかろうか、というふうに思います。
- もうちょっと国道8号寄りというか、旧8号線よりも少し上だというのが現実なのかなというふうなのが、開発の状況を見て感じるところです。
- 住宅開発、或いは都市機能施設誘致等々の話があった場合、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定していない、線引き以外のところであるから、対象外になっちゃうよという懸念される点があるんですが、そういう点は、いかがでしょうか？



施策について

- ・ 誘導方法の案が皆無。どうやってそこに誘導するのかの説明はゼロ。
- ・ 若い人は、郊外に出ていってしまって、除雪や町内会で行う川掃除などをやる人がいなくなっている。そういう細かいところの問題がなかなか解決されていない状態で、市としてそこに人を集めると。どういうふうになっていくのかというふうに思います。
- ・ 空家と廃屋をしっかり区別して調査管理すべきと思います。空家とは、使用可能な家。廃屋とは使用不可な家。空家の活用も重要だが、廃屋の解体も促進すべきと思われる。
- ・ 居住誘導区域及び、都市機能誘導区域の多くの部分が旧町部の地区です。計画道路も長年放置されており、事実、再建築不可の道路に面した土地も多く、道路などのハード整備が課題です。一度、旧町部内の道路を全て整理して公表する必要があると思います。(再建築可能な道路かどうかや、各道路の建築基準法上の位置付け等)。

その他

- ・ 東加積から聞きに来ましたが、ちょっと 蚊帳の外という感想でした。20年後、自分が生きているとしたら、街中が昔のように賑わっているを見られるよう期待いたします。
- ・ 最初はよくわからなかったが、意見交換が進むにつれ、何となく理解できてきた。

少数ながら、計画策定の取組みへの後押しとなる意見もございました。

- 立地適正化計画について、滑川市外での職場を持つ人たちも多く、駅を中心とした誘導区域を制定することについて良いと感じました。また、若者の滑川市外への流出を防ぐためには娯楽施設の不足の解消や子育て施設の存在など、若者のニーズに合った施設の拡充が不可欠であると考え、ゆえにそういう施設を支援する仕組みが必要だと感じました。誘導区域への市民の誘導についてはまだ具体的に決まってないところで、市民に対して理解の得られる説明とともに市民が好意的に受け入れることができるように補助金などの仕組みも必要だと考えました。
- 立地適正化、都市機能誘導区域等の案についての理解を深めることができました。私は高校での専門分野で社会基盤について学んでおり、今回の意見交換会では災害対策、道路、インフラ管理等社会基盤の分野に関わることが多く、より具体的な開発案について説明を受けたいと感じました。

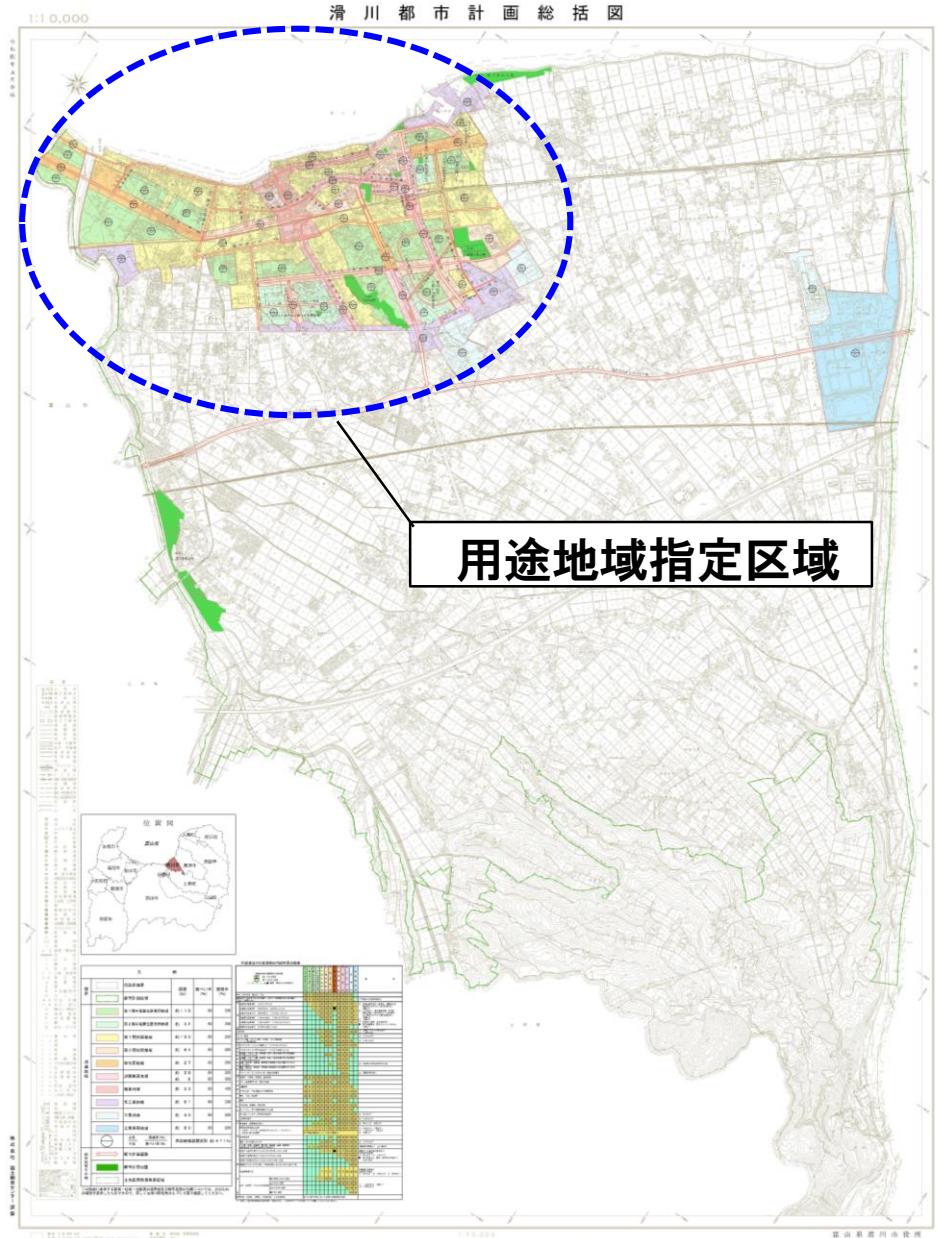
【確認】

居住誘導区域
都市機能誘導区域
設定の考え方

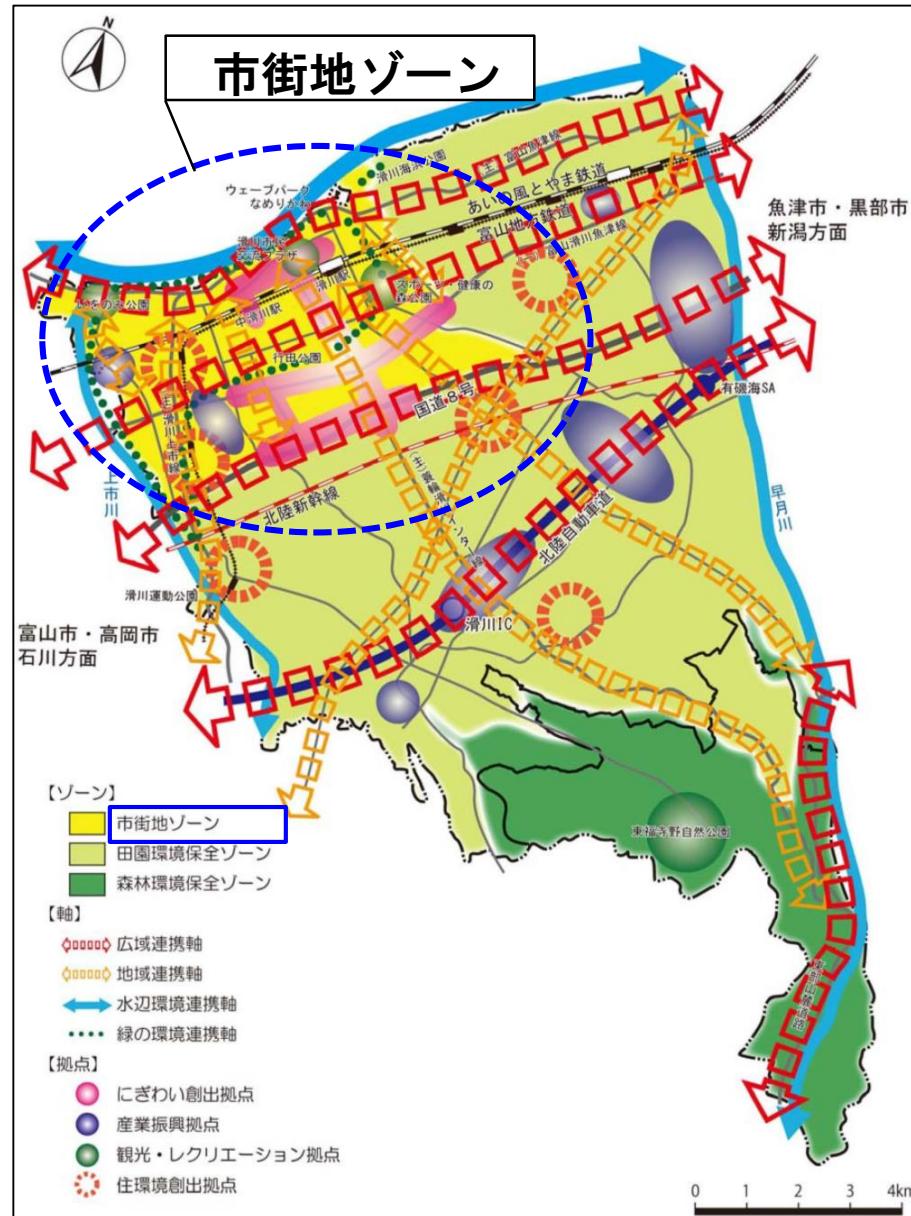
居住誘導区域(案)

【居住誘導区域設定の考え方】

- ✓ 用途地域内(都市マスターPLANの市街地ゾーン)の設定を前提とする。
- ✓ 一般的な徒步圏として、駅から半径800m、バス停から半径300mを基本とする。
(国土交通省;都市構造の評価に関するハンドブック P12)
- ✓ 災害リスクの有するハザードを除外。特に津波災害警戒区域(浸水深0.3m以上)は、原則、居住誘導区域に含めない。
- ✓ 準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系土地利用の区域は除外。
- ✓ 2ha以上の大規模未利用地は除外。
(市街化区域内の大規模農地の調査⇒その面積が2ha以上)

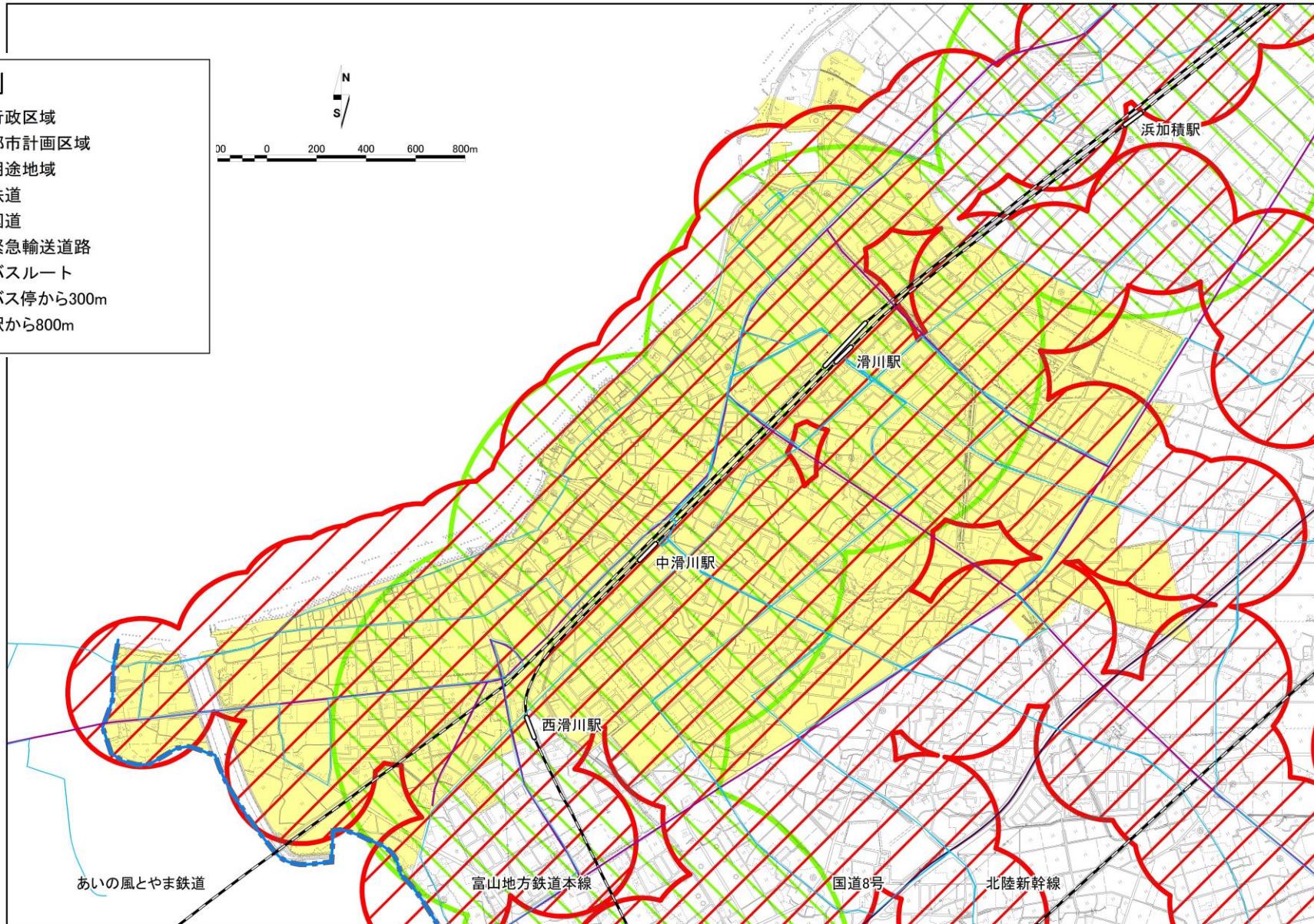
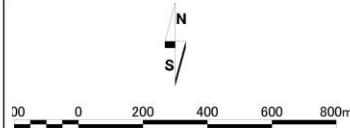


用途地域 総括図



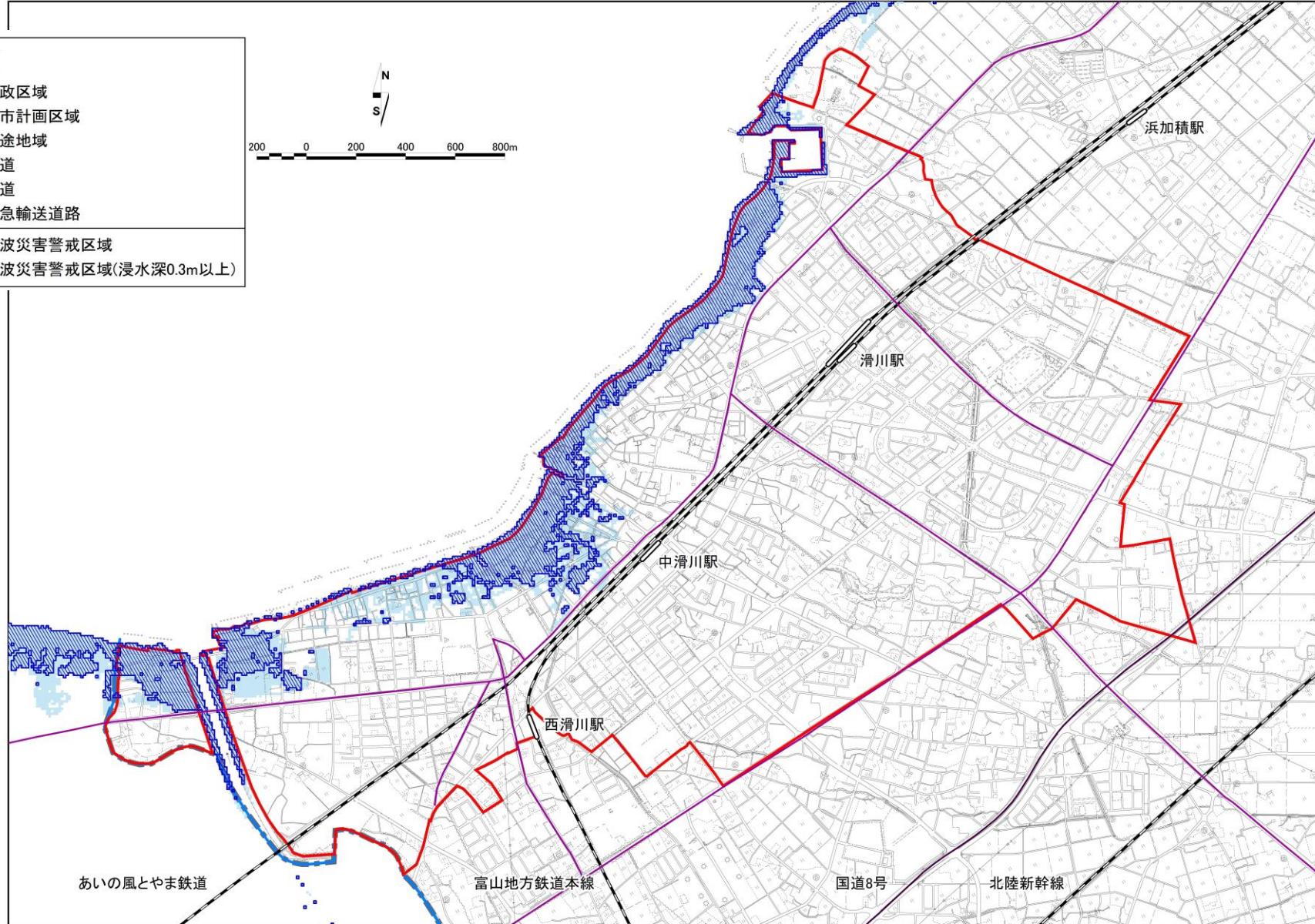
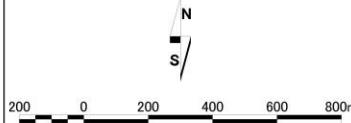
滑川市都市計画マスタープラン 将来都市構造
図

- 凡例**
- 行政区域
 - 都市計画区域
 - 用途地域
 - 鉄道
 - 国道
 - 緊急輸送道路
 - バスルート
 - バス停から300m
 - 駅から800m

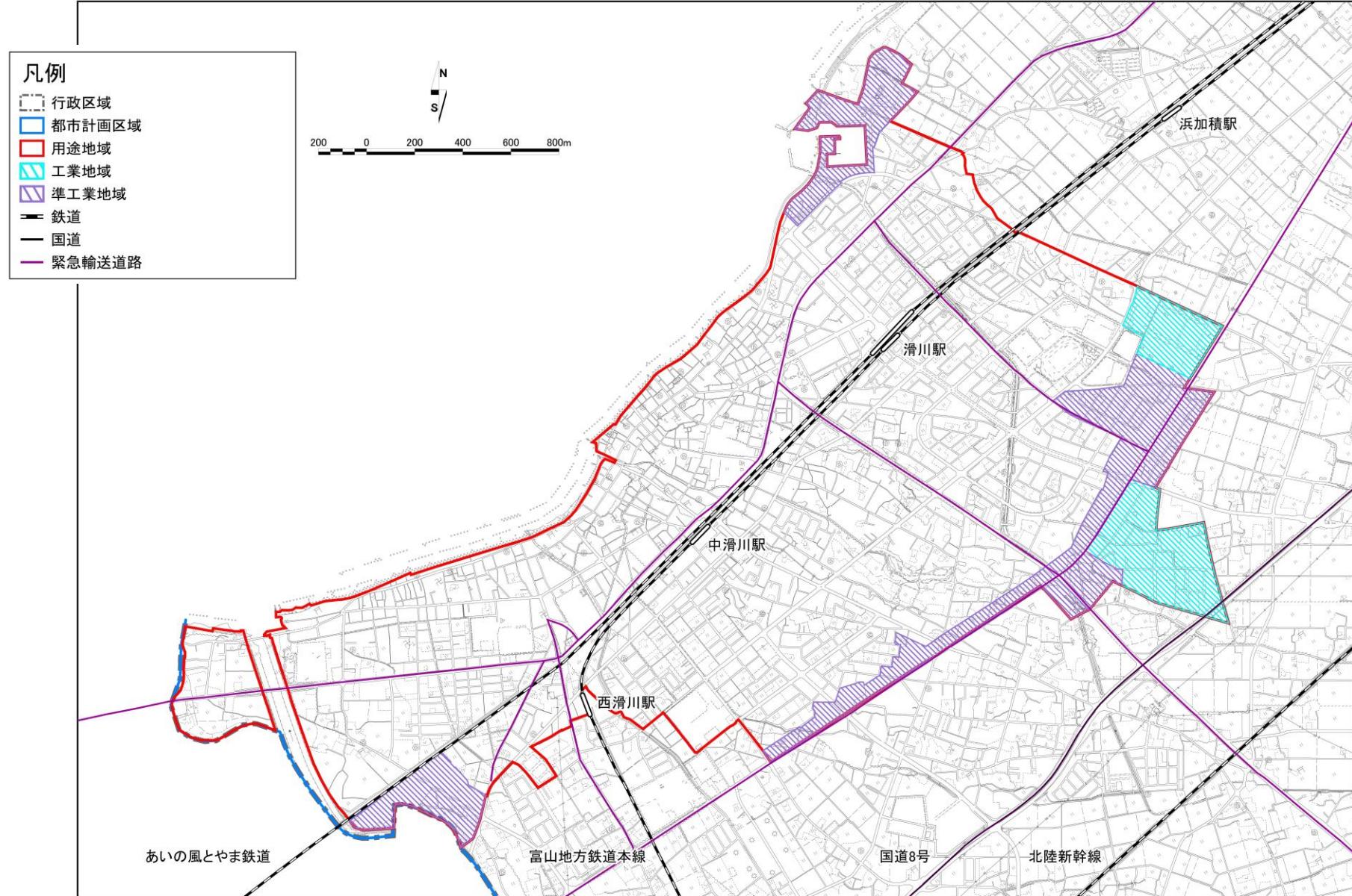


公共交通カバー圏域図

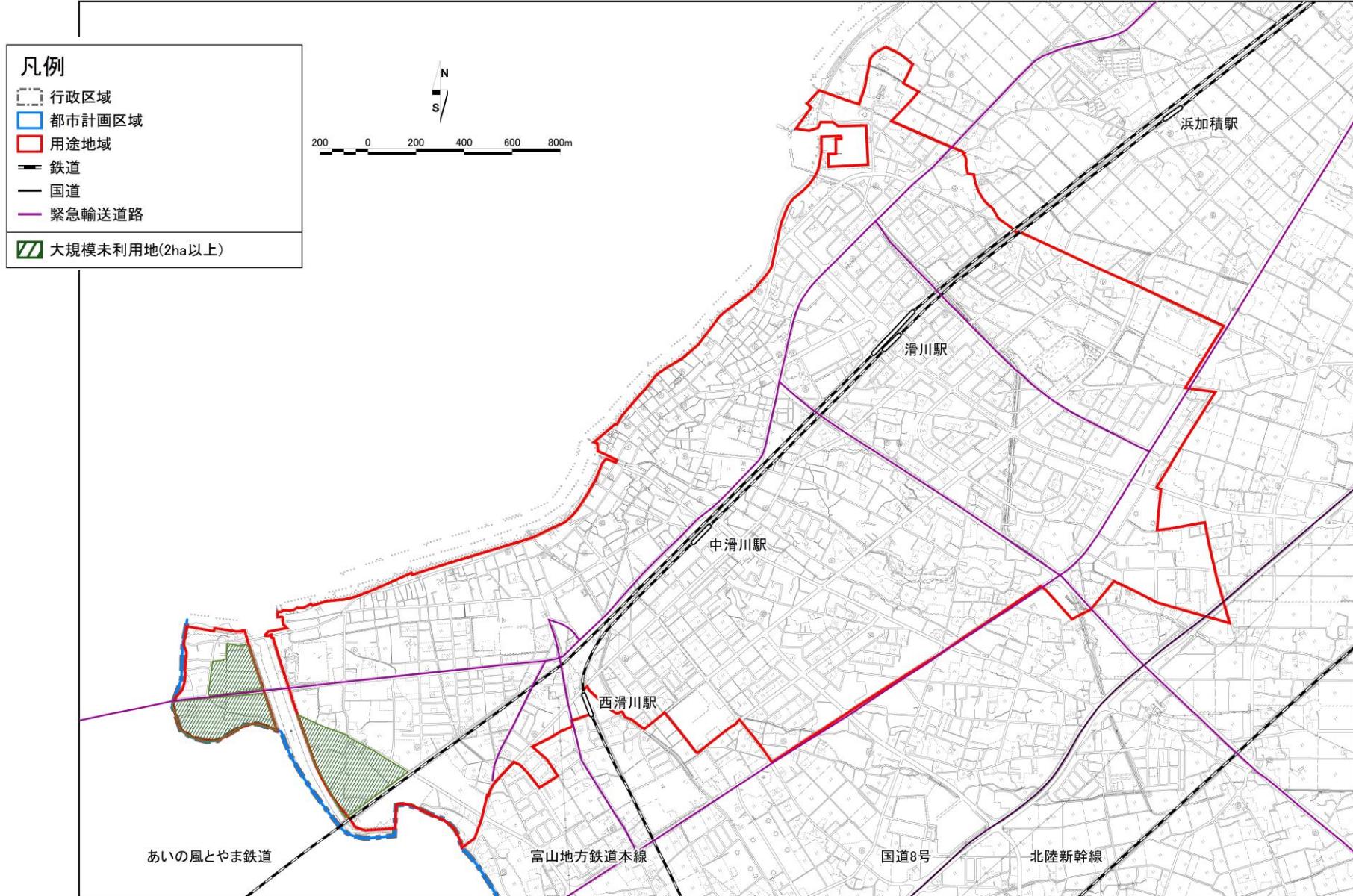
凡例	
□	行政区域
□	都市計画区域
□	用途地域
—	鉄道
—	国道
—	緊急輸送道路
■	津波災害警戒区域
■	津波災害警戒区域(浸水深0.3m以上)



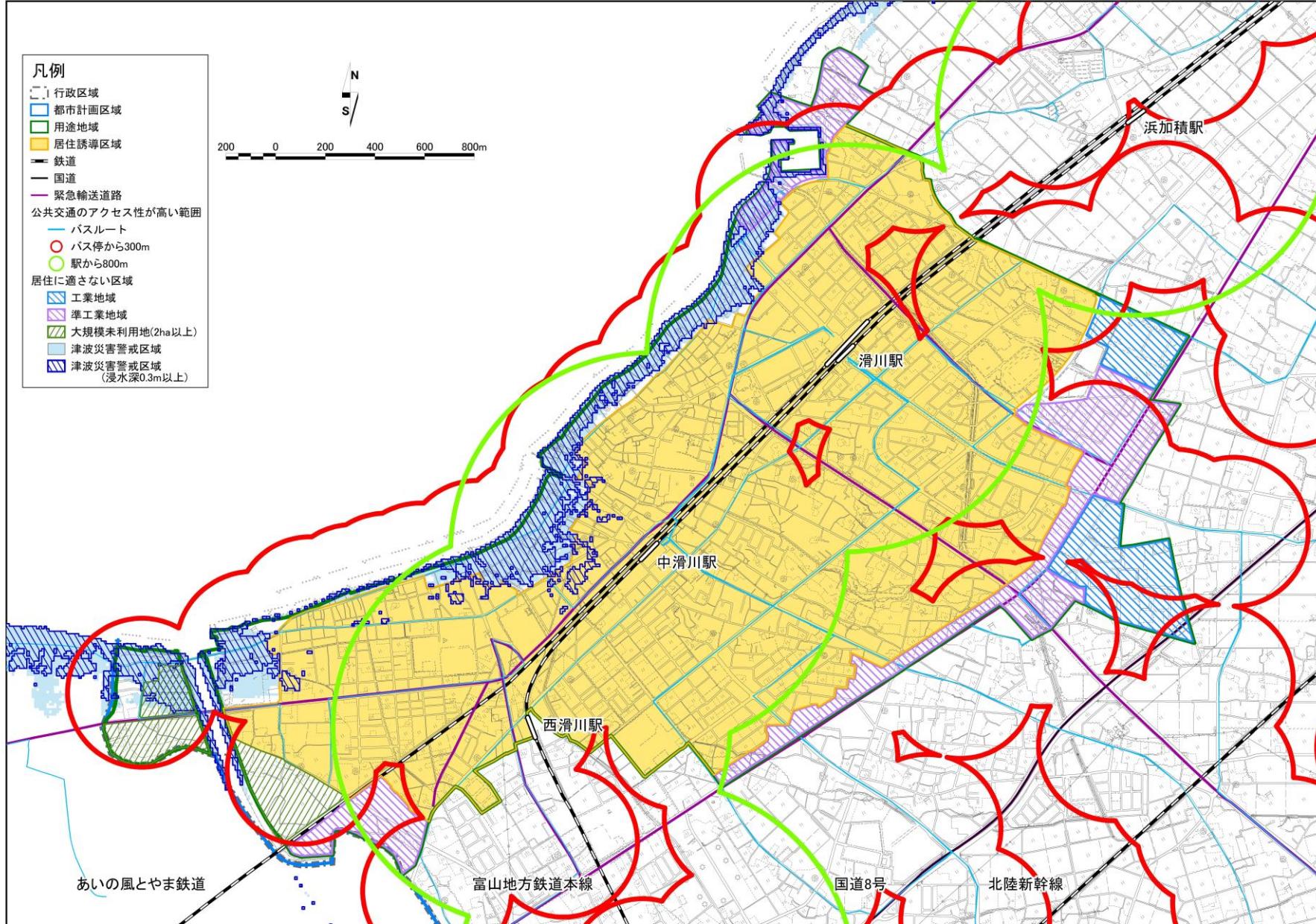
津波災害警戒区域図



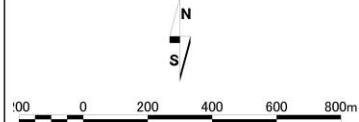
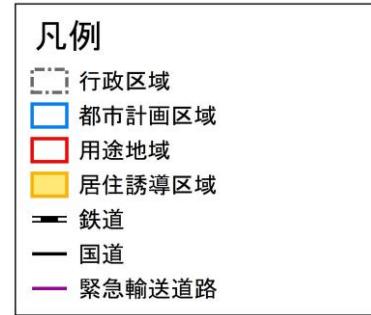
工業系土地利用の区域



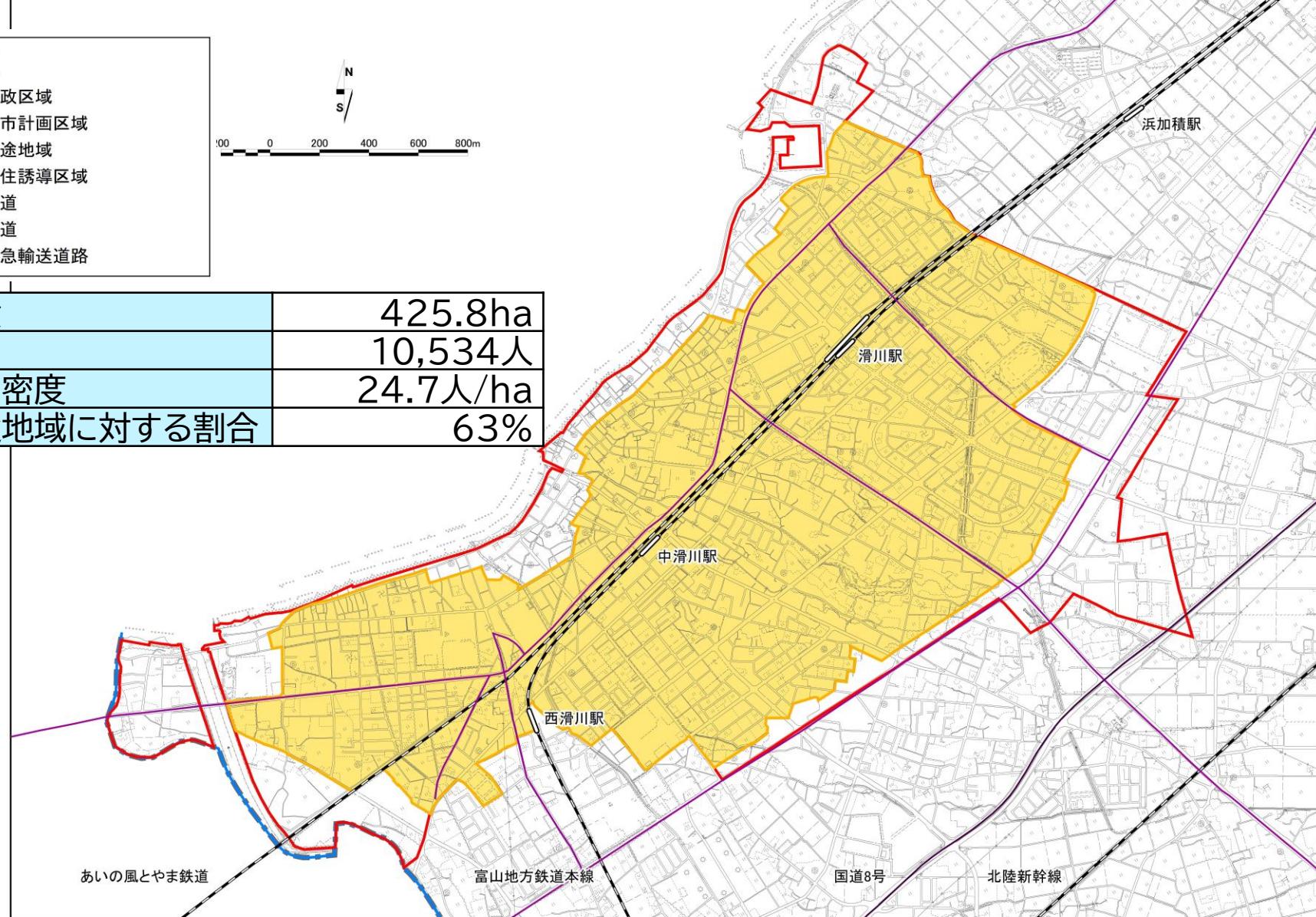
大規模未利用地



居住誘導区域図



面積	425.8ha
人口	10,534人
人口密度	24.7人/ha
用途地域に対する割合	63%

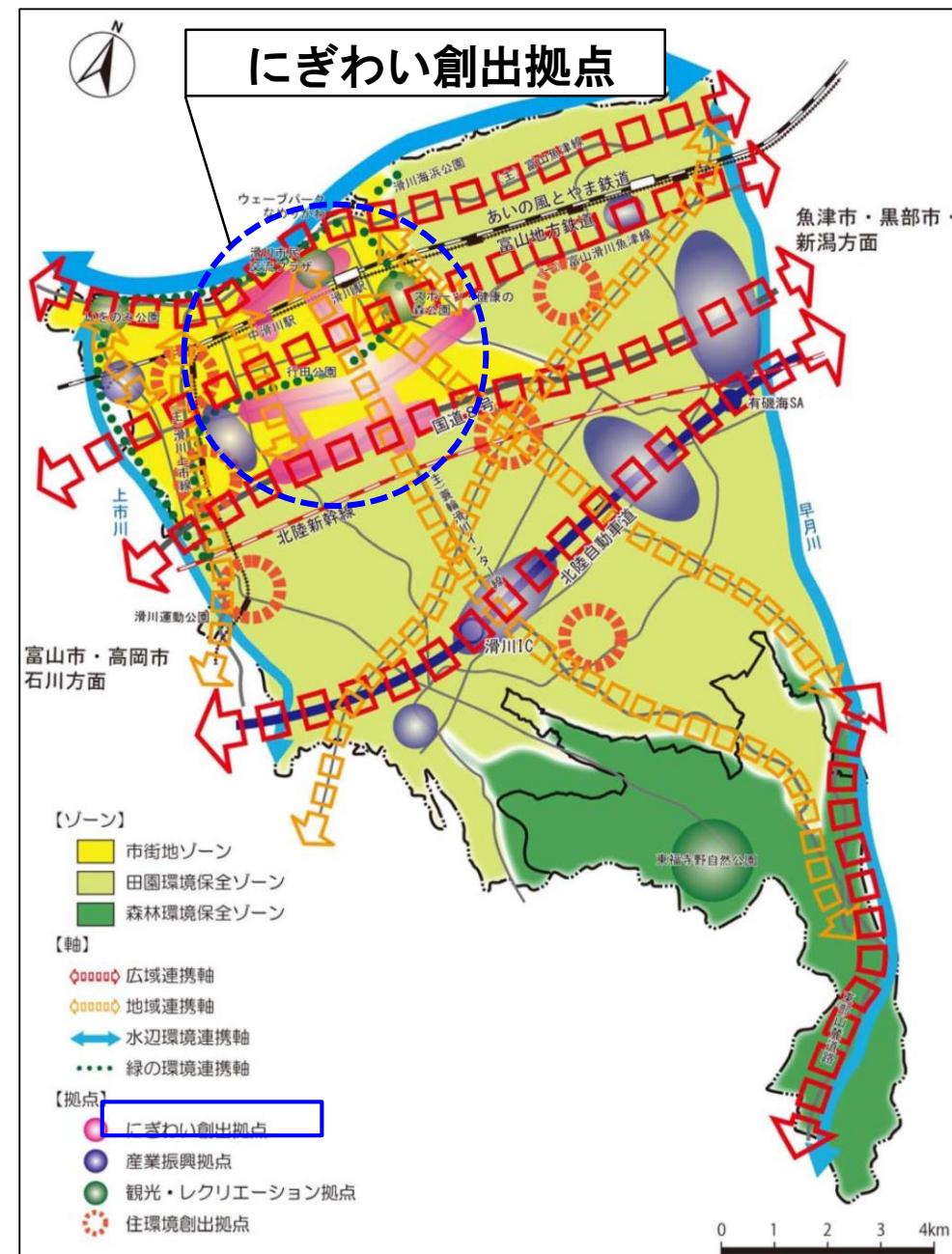


居住誘導区域図

都市機能誘導区域(案)

【都市機能誘導区域設定の考え方】

- ✓ 都市計画マスタープランの将来都市構造において、「にぎわい創出拠点」に位置付けられている範囲をベースとする。
- ✓ 滑川駅、中滑川駅から半径500mの範囲を中心に検討。
(高齢者徒歩圏:国土交通省;都市構造の評価に関するハンドブック P12)
- ✓ 都市機能が一定程度立地している幹線道路沿線を含める。
- ✓ ・既に商業等の居住以外の機能がまとまって立地している。
・観光拠点として今後も都市機能の維持・強化を図る区域を含める。



滑川市都市計画マスタープラン 将来都市構造図



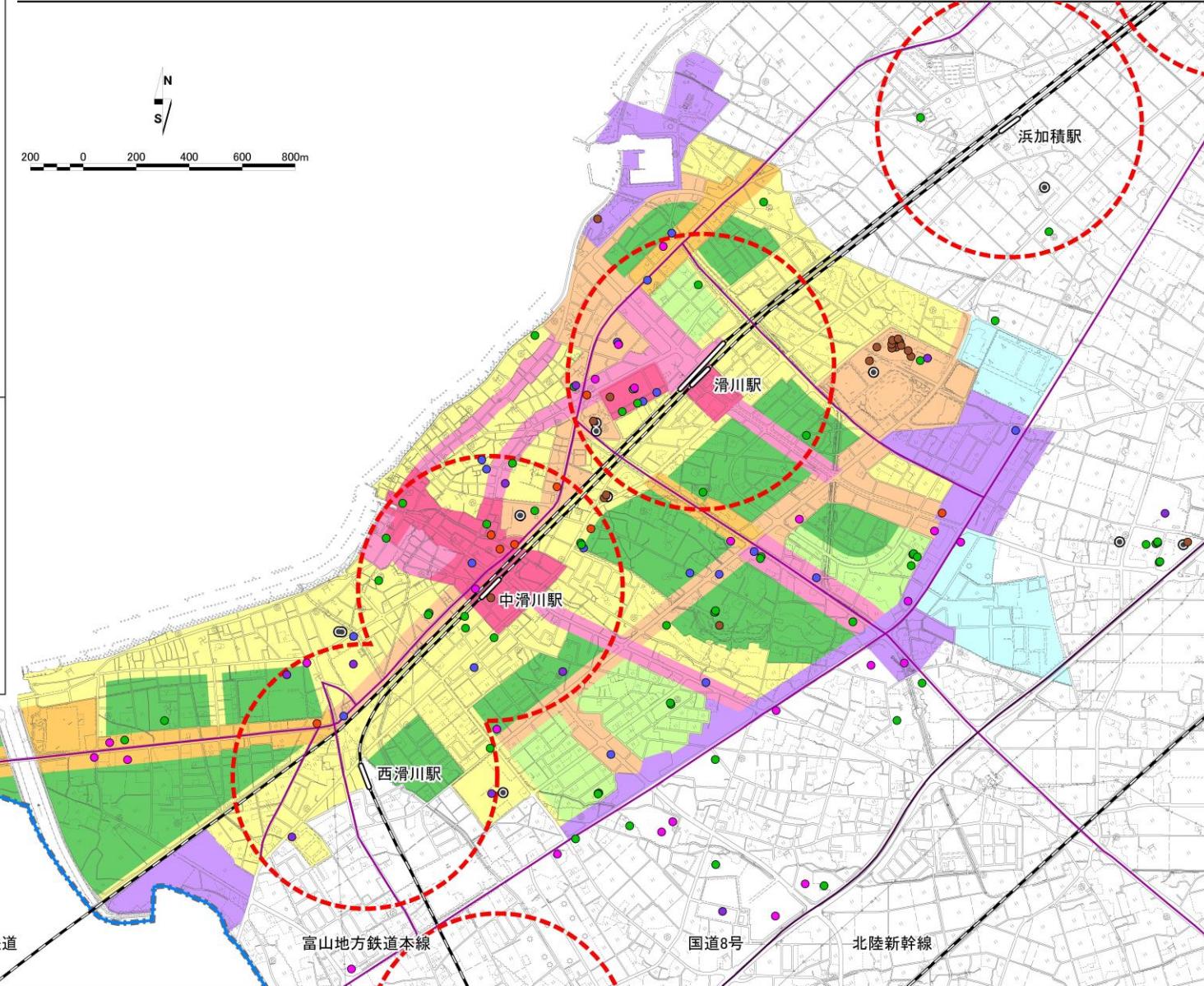
駅から半径500m徒歩圏

凡例

- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 鉄道
- 国道
- 緊急輸送道路
- ◎ 行政、コミュニティ施設等
- 医療施設
- 福祉施設
- 商業施設
- 学校
- 文化施設
- 郵便局・銀行・信用金庫
- 駅から半径500m

用途地域区分

- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



都市機能施設分布図

ほたるいかミュージアム

道の駅ウェーブパークなめりかわ

はまなす公園

滑川漁港

滑川駅

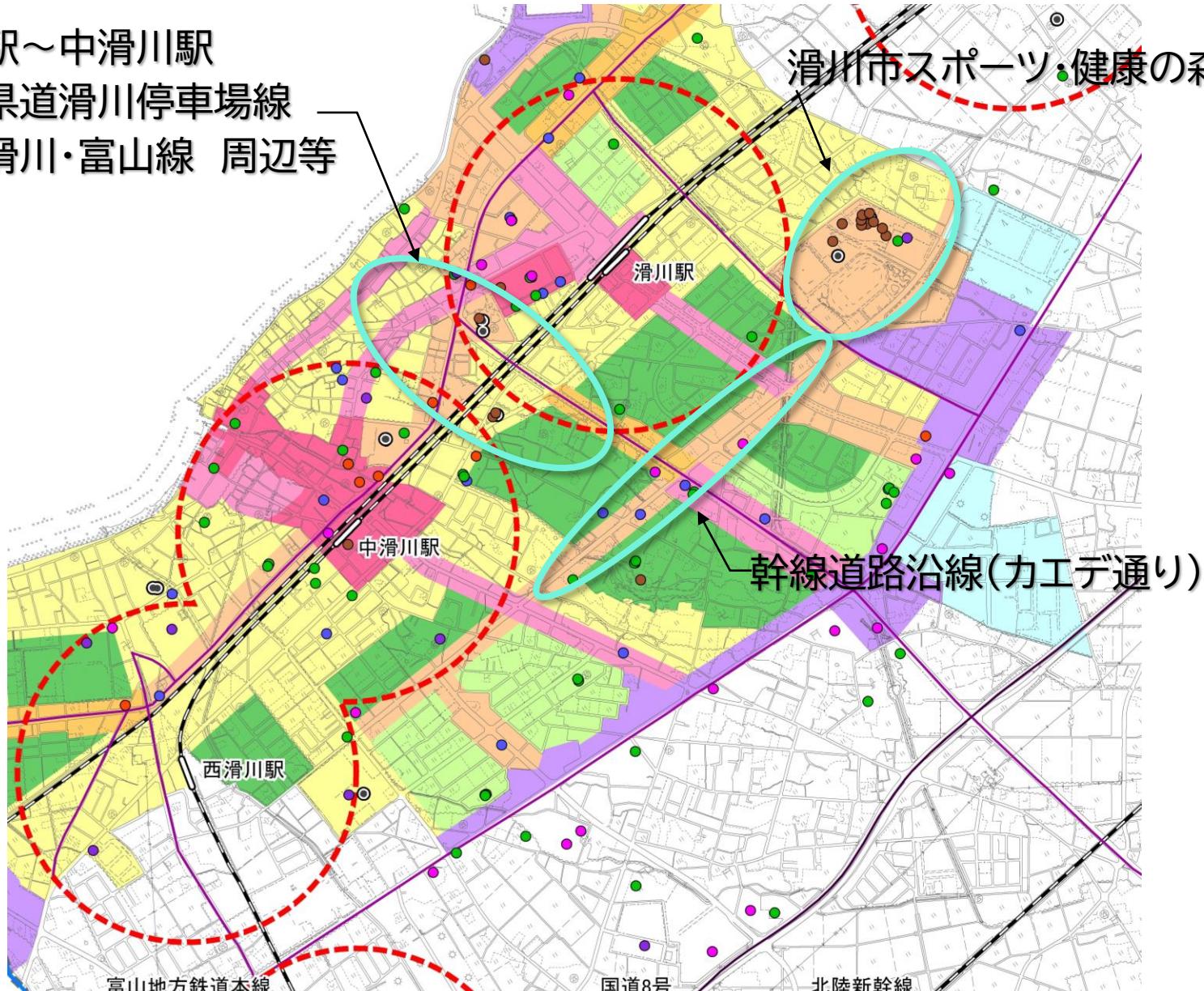


観光拠点として今後も都市機能の維持・強化を図る区域

滑川駅～中滑川駅
一般県道滑川停車場線
市道滑川・富山線 周辺等

滑川市スポーツ・健康の森公園周辺

幹線道路沿線(力工デ通り)



都市機能が一定程度充実している区域

凡例

- 行政区域
- 都市計画区域
- 都市機能誘導区域
- 鉄道
- 国道
- 緊急輸送道路
- 行政、コミュニティ施設等
- 医療施設
- 福祉施設
- 商業施設
- 学校
- 文化施設
- 郵便局・銀行・信用金庫
- 駅から半径500m

用途地域区分

- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

観光拠点として今後も
都市機能の維持・強化を図る区域

ほたるいかミュージアム
道の駅ウェーブパークなめりかわ
はまなす公園

滑川駅～中滑川駅
一般県道滑川停車場線
市道滑川・富山線 周辺等

滑川漁港

滑川市スポーツ・
健康の森公園周辺

都市機能が一定程度充実している区域

幹線道路沿線（カエデ通り）

あいの風とやま鉄道

富山地方鉄道本線

国道8号

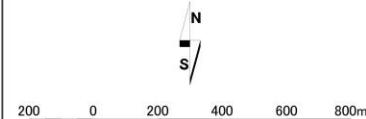
北陸新幹線

都市機能誘導区域

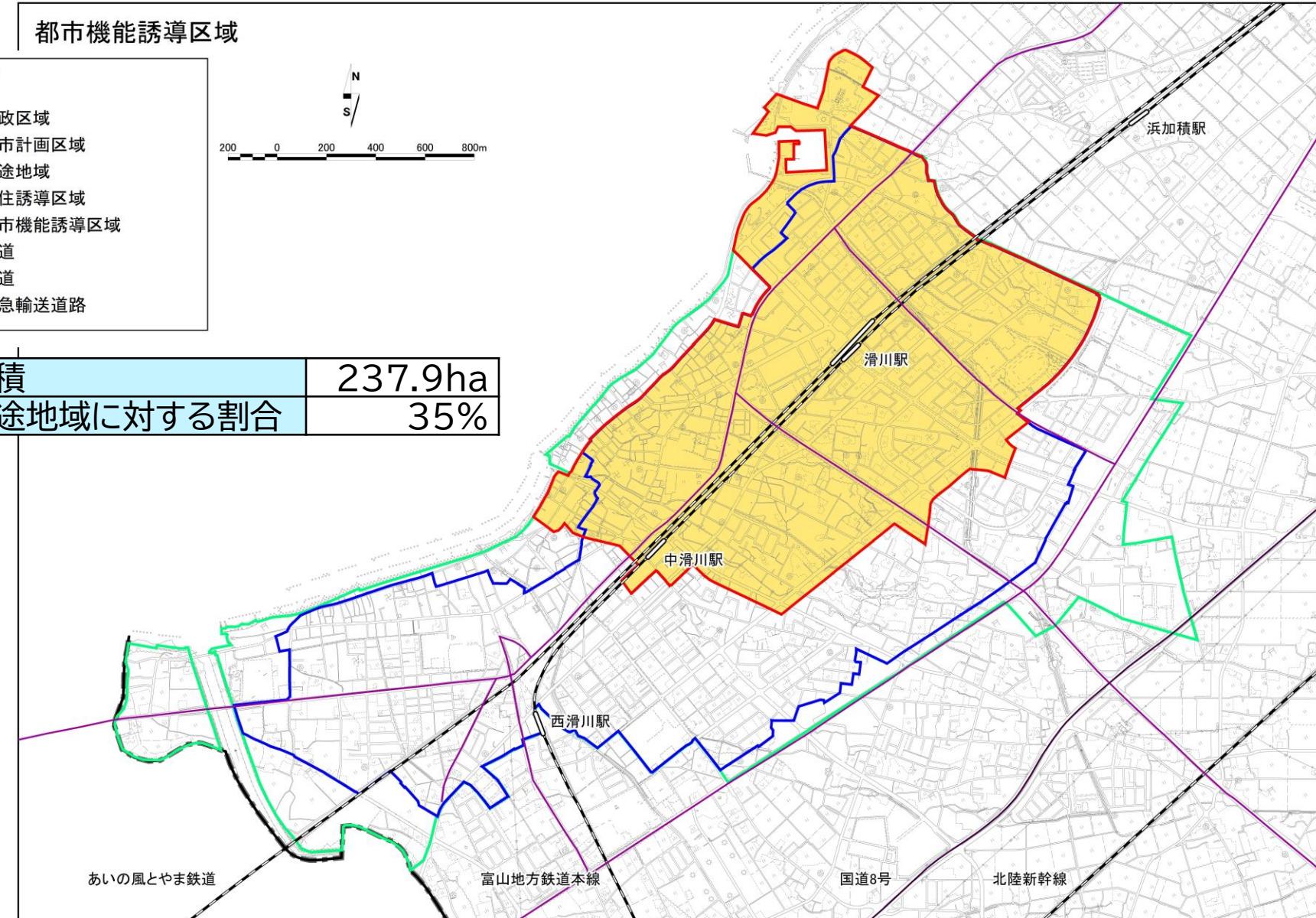
都市機能誘導区域

凡例

- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 鉄道
- 国道
- 緊急輸送道路



面積	237.9ha
用途地域に対する割合	35%



都市機能誘導区域図

第6章 居住誘導及び都市機能誘導施策の設定

1 誘導を図るための施策

本計画では、ここまでで、「滑川市の現況及び課題」を整理し、それらを踏まえた上で、「まちづくりの方針」及び「施策の基本方針」並びに「目指すべき都市の骨格構造」を定めました。

更には、「目指すべき都市の骨格構造」を具現化する「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」をそれぞれ設定しました。

本章では、施策の基本方針に沿って取り組む誘導施策をまとめます。

主要な課題

1. 人口の低密度化の抑制

施策の基本方針

施策の基本方針1

- 中心部への移住・定住促進
- 生活環境の整備
- 市街地拡大を抑制するための適正な土地利用の規制・誘導

誘導を図るための施策

- ・既存住宅地の地籍調査などによる地域内の土地取引の円滑化
- ・滑川市空き家・空き地情報バンクへの情報登録への推進強化
- ・まちなか住宅取得支援事業の制度見直し
- ・民間宅地開発事業補助金の制度見直し
- ・旧滑川駅前住宅団地跡地の既存住環境を活かした、有効な公共空間の利活用への検討
- ・滑川東地区・西地区に多く存在する永代地上権登記抹消への取組みの検討
- ・狭い道路の解消（狭い道路情報整備等事業・狭い道路拡幅等整備事業）への取組みの検討

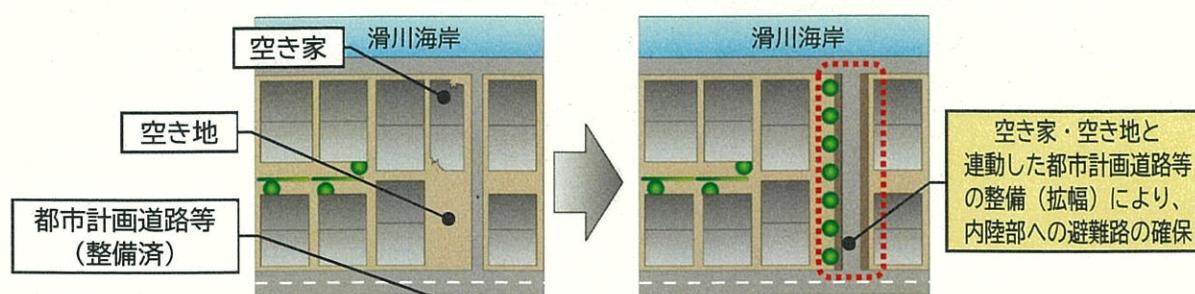


図 空き地・空き家対策と連動した道路整備のイメージ

主要な課題	2. 都市機能・公共交通サービスの維持
	3. 滑川駅・中滑川駅周辺の拠点性強化・賑わい創出
施策の基本方針	施策の基本方針2 ● 中心部や地域・生活拠点への都市機能の立地誘導 ● 公共交通の利便性向上・利用促進 ● 持続可能な公共交通に向けた運行の効率化
	施策の基本方針3 ● 行政、医療、商業等の拠点施設の維持・立地誘導 ● 滑川駅・中滑川駅周辺のウォーカブルなまちづくりの推進 ● 交通結節点機能の強化

誘導を図るための施策

- ・住み慣れた身近な場所で安心して必要な診療などの医療サービスを受けることができる体制の維持（滑川市診療所開設等支援補助金をはじめとした各種医療補助金の継続）
- ・駅前中央公園の再整備による新たな魅力の創出
- ・旧滑川駅前住宅団地跡地の既存住環境を活かした、有効な公共空間の利活用への検討（再掲）
- ・中滑川駅北側整備による、同駅南側の中滑川複合施設メリカを含む賑わい創出拠点の機能強化
- ・公民連携手法による、ほたるいかミュージアム周辺のベイエリアや滑川漁港周辺の整備検討
- ・滑川市コミュニティバス「のる my car」の滑川駅～（厚生連滑川病院）～（市民交流プラザ・エール前）～（市役所前）～中滑川駅・メリカ前への全便乗入れ
- ・滑川市A I オンデマンド運行の実証実験の開始、本格運用へ向けた取組み
- ・滑川駅及び中滑川駅へのカーシェアリングサービスの配置